

報道各社 御中

担当：札幌市消費者センター調査指導係 TEL728-2111

不当な取引行為を行っている事業者の公表について

下記の事業者は札幌市消費生活条例（以下「条例」という。）第 22 条で禁止されている不当な取引行為を行っていたので、条例第 32 条第 1 項の規定により、当該行為については是正するよう勧告をしましたが、勧告に従わなかったため、条例第 34 条の規定により公表いたします。

1 事業者の概要

- (1) 事業者名：合同会社アサヒ商会
- (2) 代表者名：中江田 悟志
- (3) 所在地：埼玉県さいたま市中央区上落合 5 丁目 15 番 8 号シス F 号室
- (4) 電話番号：0120-357-081
- (5) 資本金：1 万円
- (6) 設立：平成 25 年 4 月 30 日
- (7) 取引形態：電話勧誘販売
- (8) 取扱商品：健康食品「自然の恵み」

2 取引の概要

当該社は、実際に商品の申込みを行っていない札幌市内の消費者に対し、「注文を受けた健康食品を送る」などと電話をかけ、消費者が注文していないと断ると、「裁判所に訴える」「声紋をとっているから裁判にかける」などと心理的に不安を与える言動を用いて健康食品を購入するよう迫り、代金引換配達で購入させようとした。

3 是正勧告の対象となった不当な取引行為

契約当事者	不当な取引行為	条例抵触条項
70 歳代男性	当該社は「注文を受けた健康食品の用意が出来たので代引きで送る」などと消費者宅に架電し、消費者が「注文した覚えがない」と答えているにも関わらず、「会話は録音している」などと説明するに留まり、その内容を消費者に公開しないなど、今回の請求の根拠になるものを明らかにせず、契約を締結しようとした行為。	条例第 22 条第 1 項第 1 号イ (重要な情報の不告知)
70 歳代女性	当該社は「注文を受けた健康食品の用意が出来たので代引きで送る」と消費者宅に架電した際に、消費者から「健康食品は注文していない。受け取らない」と何度も断られると「裁判所を通じて損害賠償請求をする」と心理的不安を与える言動を用い、契約を締結しようとした行為。	条例第 22 条第 1 項第 1 号オ (心理的不安を与える言動等)

70 歳代女性	<p>当該社は「先月注文を受けた健康食品を発送する」と消費者宅に架電したが、消費者が注文した覚えがないので確認したところ、当該社は「電話注文を受けたので名前と生年月日を知っている」として、消費者の名前と生年月日を回答したが、名前の読み方を間違えていた。</p> <p>当該消費者の個人情報を不当に利用し、契約が有効であると消費者に誤認させ、健康食品を送ろうとした行為。</p>	<p>条例第 22 条第 1 項第 1 号カ (個人情報を不当に用いた勧誘)</p>
---------	--	--

4 当該事業者に関する相談の状況（平成 26 年 2 月 21 日現在）

- (1) 当該事業者に関する相談：6件（平成25年6月4件、7月2件）
- (2) 契約者当事者の年代：70歳代5件、80歳代1件
- (3) 契約者当事者の性別：男性2件、女性4件

5 札幌市消費者センターからのアドバイス

- (1) 申し込んだ覚えがなければ、きっぱり断ること。
- (2) 断ったにもかかわらず、一方的に商品が送りつけられたら、受け取りを拒否すること。
- (3) 電話勧誘で断りきれず、購入してしまった場合には、法定契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。
- (4) クーリング・オフ期間が過ぎた場合でも、勧誘方法等に問題があれば解約できるケースもあるので、諦めずに消費者センターへ相談すること。
- (5) 不審に思うことがあれば、まずは消費者センターへ相談すること。

6 札幌市消費生活相談室のご案内

札幌市消費者センター消費生活相談室 **相談専用電話番号は 011-728-2121** です。
 受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前 9 時から午後 7 時まで。
 ただし、面接相談は午後 4 時 30 分までとなっています。